

7 いじめ防止基本方針

「いじめ」は絶対に許されない行為である。しかしながら、昨今、子どもの生命や心身が侵害される痛ましい事案が多く発生しているのも事実である。学校には、保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体で全力でいじめの未然防止と発見に努める責務がある。また、「いじめ」に迅速かつ適切に対処するための対策と組織を構築しておく必要がある。

本校では、平成26年4月に「いじめ防止対策推進法」及び「国的基本方針」と「新潟市いじめ防止基本方針」に基づき、「藤見中学校いじめ防止基本方針」を策定した。その後、平成29年4月に「新潟市いじめ防止基本方針」が改訂・施行され、それに伴い本校でも見直しを行い、ここに新しい「藤見中学校いじめ防止基本方針」策定する。

I いじめ防止に向けた基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
「いじめ防止対策推進法総則」より

この定義により、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- (1)加害者・被害者とも生徒である。
- (2)加害者と被害者が一定の人間関係にある。
- (3)加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- (4)被害者が心身の苦痛を感じている。

2 基本理念

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であるという問題意識を全職員で共有する。そして、いじめの未然防止と早期発見、早期解決に向けて組織的に取り組んでいく。

3 基本方針

- (1)いじめのない学校風土構築のため、「社会性」「自律性」を育む指導を推進し、他者との望ましい人間関係の中で学校生活を送り、自分自身を高める生徒を育成する。
- (2)わかる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実により、生徒一人一人の自己有用感を高め、積極的で満足感のある学校生活を送らせる。
- (3)全教育活動で「いじめ根絶」のための取組を推進するとともに、生徒の豊かな心をはぐくみ、自他を尊重する精神を醸成するために、道徳教育を充実させる。
- (4)教職員がいじめに対して積極的・組織的に対応し、生徒とともに早期発見・早期解決を図る。
- (5)いじめの解決に向けて、保護者や地域、関係機関と連携した効率的で質の高い組織を構築する。そして、PDCAサイクルで評価・修正を加えていく。

II いじめに対する具体的な対策

1 指導体制の確立

(1)校内いじめ対応ミーティングの設置 構成メンバー

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、
学年生徒指導、養護教諭、学級担任、その事案に關係する教職員

(2)いじめ対策委員会の設置(学期に1回)

構成メンバー

全教職員、スクールカウンセラー、地域教育コーディネーター

①配慮が必要な生徒の教職員の共通理解

②いじめの予防やいじめが発生した場合の対応についての共通理解

③事例研究などを通した検討会

- ア いじめの行為がもたらす問題の重要性の認識
- イ いじめの態様及びその動機や背景の分析検討
- ウ いじめの兆候と早期発見の方法の検討
- エ 加害者、被害者への適切な指導、援助のあり方の検討

(3) 中学校区いじめ防止連絡協議会の設置

構成メンバー

藤見を語る会メンバー

育成協会長、民生児童委員会長、サポートチーム、PTA会長、
セーフティースタッフ、学校評議員、小学校地域教育コーディネーター
中学校地域教育コーディネーター

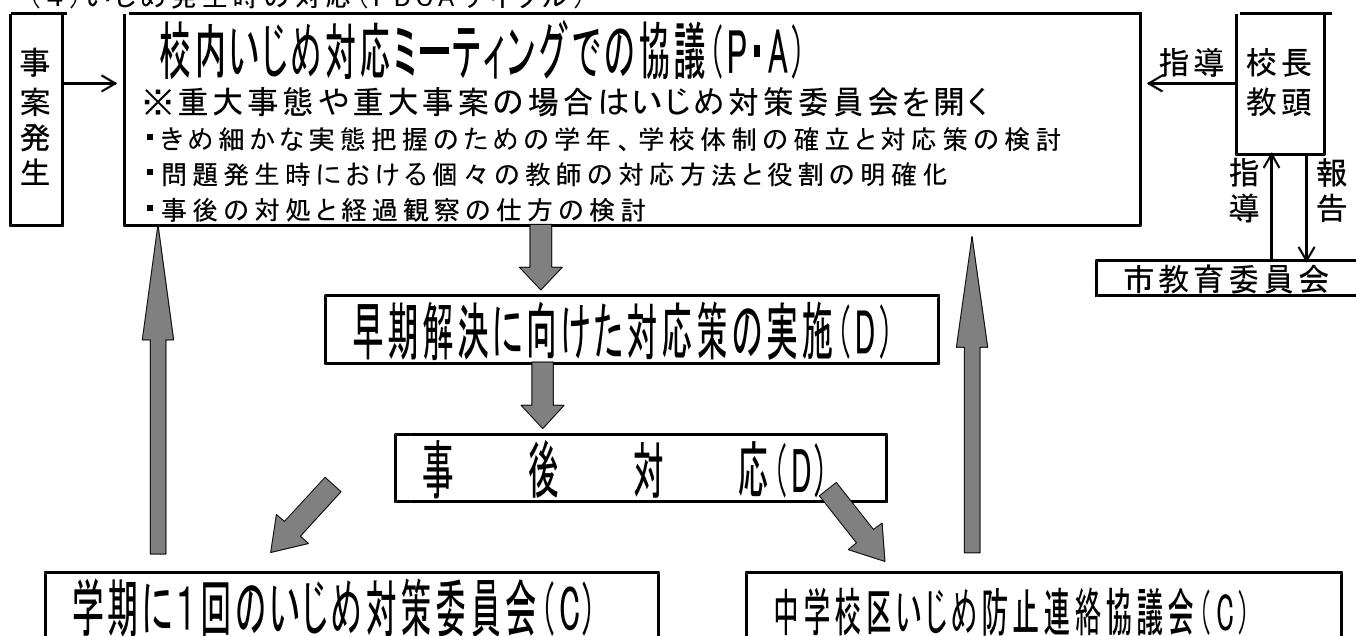
東山の下小学校

教頭、生活指導主任

藤見中学校

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事

(4) いじめ発生時の対応(PDCAサイクル)



【重大事態発生時の対処】

重大事態発生の場合は上記に加えて、次のことを行う。

- ①重大事態に係わる情報を収集、整理し、いじめの概要を把握した後、速やかに市教委に報告する。そして、その後の対応、調査などについて指導を受ける。
- ②いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- ③生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報する。

重大事態とは、生徒がいじめを受けたことにより、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき（「相当の期間」については30日を目安とするが、日数だけでなく個々の状況等を十分把握した上で判断する。）
- 一定期間、連續して欠席している場合
- 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった

場合(重大事態か否かの判断は、調査結果を基に行う。)を指す。

(5)生徒指導部会

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭で構成し、週に1回の情報交換会を行う。

(6)生徒指導情報交換会

年度当初と、毎月の職員会議後に実施する。問題傾向のある生徒の情報交換を行い、共通理解を図る。

(7)地域、保護者、関係機関との連携

- ①地域教育コーディネーターを活用しながら、広報・啓発活動を積極的に行い、地域との密接な連携を図る。
- ②PTA活動や保護者懇談会などのあらゆる機会を通じて、保護者との連携を十分に図る。
- ③学校警察等連絡協議会を開催し、関係機関との連携を図る。
- ④東山の下小学校との小中連携事業を活性化させ、特にいじめに関わる件についての情報提供、情報共有が円滑に行えるようにする。

2 いじめ未然防止の取組

(1)「社会性」「自律性」を育む指導の推進

①特別活動の取組(正義感・連帯感を高める指導の充実)

ア 学級経営

- ・ハイパーQ－Uの分析、支援策の検討、支援策の実施と検証
- ・班会議と班長会(問題解決のための話し合い活動)の確実な実施
- ・SGEやSSTの計画的な実施

イ 生徒会活動

- ・生徒の手による学校生活改善運動(服装検査、遅刻者調べ、学習規律強調時間、あいさつ運動、ボランティア活動等)の実施
- ・年2回のいじめ防止運動の実施(学級での話し合い、全校集会でのいじめ防止宣言の採択、スクールカウンセラーの講演、いじめを題材にしたビデオの視聴、各部や専門委員会単位でもいじめ防止の取組)

②全校体制での授業改善の取組

授業こそ最大のふれあいの場、授業でこそできる生徒指導を合言葉に、「自己指導能力育成」「UDL」「学び合い」をキーワードに授業改善に取り組む。

③総合学習の取組

各学年の体験学習の実施と全学年によるじゅんさい池の清掃活動の実施。

(2)その他の取組

①年度初めのいじめについての指導

いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを生徒に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成を図る。

②教育相談機能の充実

ア 教育相談週間(5月～11月)で全校生徒を対象に、確実に相談を行う。

- ・事前アンケート(学校生活アンケート)の実施
- ・相談しやすい場所と運営の工夫
- ・学級担任、学年部、生徒指導部一体の相談活動の実施
- ・相談技術に関する校内研修の計画的実施

イ チャンス相談の効果的な実施

- ・生活ノートの活用

ウ スクールカウンセラーの活用

- ・生徒、保護者からの相談受入れ態勢、方法の見直し

③道徳指導の充実

ア 教職員による人権感覚の教え

- ・生徒朝会での校長、教頭による講話

- ・学年集会での学年主任による講話
- ・学年の発達段階に応じた各クラスでの道徳授業
- ④いじめアンケートの実施(毎月)

※アンケートについては、複数の教員でその日のうちに記入内容を確認する。
アンケートは生徒が卒業するまで保管する。

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(1) 学校で行う対策

- ①中学生には携帯電話は必要ない、不特定多数の人との交流が可能なSNSの利用、閲覧などは禁止するという立場で生徒を指導する。
- ②携帯電話、スマートフォンおよびインターネットに接続できる通信機器については、校内での持込および校内での使用を禁止する。
- ③教職員がインターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行なうことができるようするために、啓発や研修を行う。
- ④情報モラル教育を推進する。道徳部、特別活動部、技術・家庭科部が連携して指導にあたり、確かな理解を図る。
- ⑤学級活動や総合的な学習の時間において、インターネットの危険性やトラブルに関する学習を行う。
- ⑥警察等関係機関の方をゲストティーチャーとして招き、ネットトラブル防止講演会を行う。

(2) 家庭に対して行う対策

- ①入学説明会や保護者説明会などの機会を利用して、インターネットトラブルに関する啓発活動を行う。
- ②生徒指導だよりを発行し、生徒の携帯電話、スマートフォン、PCの利用については、保護者の責任および監督の下で行われるよう要請する。
- ③生徒がSNSなどでトラブルを起こした、被害を受けた、巻き込まれたなどの事態になった場合や、インターネットの過度な利用により学校生活に支障をきたしている場合は、SNSの脱会や閲覧停止などを保護者に勧告する。

(3) 発生時の対応

- ①Ⅱの1の(4)に準じて対応するが、必要に応じて教育委員会、警察、サーバー管理会社、関係機関との連携を密にして、速やかに現況が改善されるように努める。
- ②被害生徒、保護者への支援、および加害生徒、保護者への指導を十分に行なうとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を期す。